

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年岩手県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の様式及び提出部数)</p> <p>第2条 法、政令及び省令の規定により提出する申請書等は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書等の提出部数は、次に掲げるものにあつては1部、その他のものにあつては正副2部とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第24条第2項</u>の規定による指定検査機関の名称等変更届</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(申請書等の様式及び提出部数)</p> <p>第2条 法、政令及び省令の規定により提出する申請書等は、<u>法令に特別の定めがあるもののほか</u>、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書等の提出部数は、次に掲げるものにあつては1部、その他のものにあつては正副2部とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第21条第1項の指定の申請書</u></p> <p>(3) <u>法第23条第2項</u>の規定による指定検査機関の名称等変更届</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>法第26条第1項</u>の規定による指定検査機関の役員を選任又は解任の認可の申請書</p> <p>(6) <u>法第26条第2項</u>の規定による検査員の選任又は解任届</p> <p>(7) <u>法第28条第1項前段</u>の規定による業務規程の認可の申請書</p> <p>(8) <u>法第28条第1項後段</u>の規定による業務規程の変更の認可の申請書</p> <p>(9) <u>法第29条第1項前段</u>の規定による事業計画及び収支予算の認可の申請書</p> <p>(10) <u>法第29条第1項後段</u>の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可の申請書</p> <p>(11) <u>法第32条第1項</u>の規定による食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可の申請書</p> <p>(12) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。